

四国の てっぺん ラリー 2008

J A F 公認：準国内競技

公認番号：2008-7014

開催日：2008年8月2日(土)

主催：DCR(ドライバーズ・クラブ・ルーキー)

後援：高知県土佐郡大川村

協力：高知県吾川郡いの町



2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第4戦 特別規則書 四国のてっぺんDCRラリー2008 in 嶺北



白滝の里ホームページ
<http://www.sirataki.or.jp/>



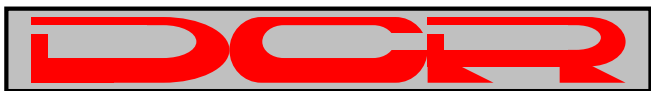
いの町ホームページ
<http://www.town.ino.kochi.jp/>



大川村ホームページ
<http://www.vill.okawa.kochi.jp/>

DCRホームページ
<http://www9.plala.or.jp/yamamoto-dcr/>

JMRC四国ホームページ
<http://www.jmrc-shikoku.gr.jp/>



公示

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、並びにそれに準拠したJAF国内競技規則及びその付則、JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定、並びに本規則に従って、JAF公認準国内競技として開催する。

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通徳の涵養及び運転技術の習得を目的とし、特に初・中級者を対象に企画されたものである。

用語の定義 本特別規則書では、以下の様に用語を定義する。

- 【ラリー開催規定】：2008年国内競技規則 ラリー競技開催規定
付則：第2種アベレージラリー開催規定
- 【中四一般規定】：2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定
- 【ラリー車両規定】：2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定
第3条 参加車両
- 【中四車両規定】：2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定

第1条 競技会の名称及び格式

2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第4戦
四国のてっぺんDCRラリー2008 in 嶺北
JAF公認 準国内競技 初・中級向け

第2条 競技種目

四輪自動車によるスペシャルステージを含むリライアビリティラン・ラリー
(第2種アベレージラリー)

第3条 開催日程

2008年8月2日(土)

第4条 主催・大会事務局

- 主催：ドライバーズ・クラブ・ルーキー(D.C.R) No.38009 代表者 山本 貢
- 大会事務局：〒791-8022
愛媛県松山市美沢2丁目5番33号 山本自動車工業(株)内 山本 貢
TEL：089-924-0220 E-Mail：migmig@palette.plala.or.jp
FAX：089-924-0299

第5条 大会役員

大会会長：合田 司郎(大川村 村長)
組織委員長：仙波 洋司(DCR) 組織委員：田口 義晃(DCR)

第6条 競技役員

審査委員長：山本 博文(MCCS) 審査委員：池内 (兄)(DCR)
競技長：井上 毅(DCR) 副競技長：大西 周(DCR)
コース委員長：岡田 征伸(DCR) 副コース委員長：池田 茂(DCR)
計時委員長：山崎 稔(DCR) 副計時委員長：渡邊 真綾(DCR)
技術委員長：西森 啓祐(DCR) 副技術委員長：今井 直幸(DCR)
救急委員長：松村 厚(DCR) 医師団長：朝雲 学人(DCR)
事務局長：山本 貢(DCR)

第7条 コース

高知県内約150Km。最長50Kmのタイムトライアル区間を含む。詳細はルートブックで示す。

第8条 集合場所及びタイムスケジュール

- 集合場所：高知県土佐郡大川村朝谷26 白滝の里
- 受付：8月2日(土)午前7時00分～午前8時00分
- 車両検査：8月2日(土)午前7時00分～午前8時30分
- ドライバーズ・ブリーフィング：8月2日(土)午前9時00分～午前9時30分
- スタート：8月2日(土)午前10時01分～
- サービス開始予定：8月2日(土)午後2時頃
- ゴール予定：8月2日(土)午後6時頃
- 表彰式予定：8月2日(土)午後8時頃～

第9条 参加資格

- 本競技会の参加資格は、【中四一般規定】：第2条 参加資格 に従うものとし、かつ、

次の条件を満たさなければならない。

- (1) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は本競技会に有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。
- (2) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、競技中の参加者の責任及び義務に関して、正ドライバーがその責任を負うものとする。

第10条 参加車両・クラス区分・開催方法・参加台数

1. 本競技会の参加車両は、【ラリー車両規定】及び【中四車両規定】に従った車両とし、かつ、次の条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証、及びラリー競技に有効な自動車保険証券を常に携帯する事。また、それらは本競技会の期間中に有効なものである事。
 - (2) 【ラリー車両規定】に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着する事。(乗員人数分の装着を義務付ける)
 - (3) 【中四車両規定】：第2条に従った消火装置を搭載する事。
 - (4) ロールバーの装着を義務づける。
 - (5) エアバッグの取外しは自由。(運転席・助手席・サイドを問わず)
 - (6) ABSは、電氣的にその機能を制限する事のみ許される。(例：ヒューズを抜く等) ABSに係わる補機類、配管類、配線類の取外しは不可とする。
 - ※(2)(3)(4)項の装着は、【ラリー車両規定】に従った方法で行う事。
 - ※(5)(6)項の変更は、参加者の責任において行うものとし、オーガナイザー等は、変更する事で起きうる事態に一切の責任を負わない。
2. 本競技会のクラス区分は、【中四一般規定】：第4条1項 クラス区分 に従う。
3. 本競技会の開設クラスは、A・B・C・FA・FB・FCの6クラスとする。
4. 本競技会の参加台数を、全クラスあわせて60台以内とする。

第11条 タイヤの制限

1. 使用タイヤを、ラリー用(マッド&スノー)タイプに制限する。
2. タイヤサイズは、【中四車両規定】：第9条に従う事。

第12条 参加手続き及び参加受理

1. 参加料：¥42,000(全ての部門の競技車両1台につき)
 - ※正・副ドライバー2名分の夕食代金・入浴料を含む
2. 共済掛金：上記の参加料に正・副ドライバー2名分を含むものとする。
 - 下記①②項のいずれかの方法で本競技会に有効な共済への加入を証明した場合、参加料から共済掛金(1名あたり1000円)を割引くものとし、当日の受付にて返金する。
 - ①有効な共済加入証のコピーを参加申込書に同封した場合
 - ②当日の受付において有効な共済加入証を提示した場合
3. サービスクルー：無料
 - ※サービスクルーの登録をされていない方は表彰式会場には入場できません。
 - ※参加申込時に、必ずサービスクルーエントリーもして下さい。
 - ※準備の都合上、当日のサービスクルーの受付は行いません。
4. サービスカー：無料。ただし積載車や大型の車両などは、競技車両の側近への駐車を制限する場合がある。
5. 必要書類：参加申込書・車両申告書・誓約書。(中四国地区統一申込用紙)本競技会に有効な対人賠償任意保険証のコピー。
 - 競技会当日に任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を、車検証のコピーと共に添付する事。
6. 参加申込は所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料等を添えて郵送または持参して申込む事。
7. 誓約書への署名・捺印のない場合は、参加申込の受付は保留される。
8. TEL・FAX・メールによる参加予約を受付ける。但し、この予約は受理選考等に影響を与える事はなく、あくまでも正式受付時(全ての書類や参加料等が事務局に到着した時)を、それぞれの判定材料とする。また、参加申込締切日までに正式受付が完了しなかった場合は、予約はキャンセルしたものとみなす。
9. 参加申込締切り以降の参加取り止めに対し、参加料は返還されない。
10. 参加申込に対する受理の選考は、以下の優先順位により決定する。
 - (1) 受付期間終了時点で、当該年度中国・四国ラリーシリーズにおいて、ポイントを獲得している者。
 - (2) 受付期間終了時点で、当該年度中国・四国ラリーシリーズの出走回数が多い者。
 - (3) 参加申込によって申告された過去の公認競技会の成績。
 - (4) 早期割引期間が設定されている場合には、その期間中に受付完了した者。

(5) 組織委員会の決定。

11. オーガナイザーは参加申込者に対して、その理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合、参加料は事務費1,000円を差し引き返還する。
12. 原則として、正式受理を行った参加申込者に対しては、参加受理を通知しない。参加拒否等で、参加できない申込者に対してのみ連絡する。

第13条 参加申込受付期間・参加申込先

1. 受付期間：2008年7月7日(月)～2008年7月26日(土)必着
2. 申込先：第4条に記載する大会事務局

第14条 参加申込事項の変更

1. 正式参加受理後の乗員の変更は認めない。但し、事由を記した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでない。
2. 参加部門・クラスの変更を伴う参加車両の変更は一切認めない。部門・クラスの変更を伴わず、事由を記した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでない。
3. 上記1.2.項共に、変更の申告は当日の受付終了までに行う事。

第15条 参加者および乗員の遵守事項

1. 参加者および乗員は、下記の条文の記載事項を遵守しなければならない。
 - 【ラリー開催規定】：第7条 参加者および乗員の遵守事項
 - 【中四一般規定】：第7条 参加者の遵守事項
2. 参加者および乗員は、下記の項目を遵守しなければならない。
 - (1) 民家周辺では騒音の低減や、ライトの減光に特に注意する事。
 - (2) 競技中の服装は安全に留意した物で、最低長袖長ズボンを着用する事。(レーシングスーツの着用を強く推奨する。)
 - (3) ドライバーは指先まで覆うグローブを着用しなければならない。
 - (4) コース内の路上に停止している競技車両があり、緊急を要する負傷者がいない場合、他の競技参加車両はコースを通過するべく最大限の努力を払う事。ただし、緊急を要する負傷者を発見した場合、参加者は競技を中断し、この負傷者の救出を最優先に行う義務を負う。

第16条 ゼッケン及び広告

1. ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケン番号に対しての抗議は一切認めない。
2. オーガナイザーが指定したゼッケン番号、広告ステッカー等は指定された位置に貼らなければならない。ゼッケンや広告ステッカーのスポンサー名等を隠してはならない。ただし、指定広告ステッカーは、1枚につき、5,000円を納付する事により、貼付義務を免除することができる。

第17条 公式車両検査、再車検及び車両保管

1. 参加車両は、オーガナイザーが指定した場所において公式車両検査を受けなければならない。
2. 公式車両検査は、第10条に記載されている車両規則に基づいて行う。
3. スタート前の車両検査は保安面を主として行う。(以下は検査項目の抜粋)
 - 受付時：運転免許証及び競技運転者(競技参加者)許可証(2名分)、自動車検査証、自賠責保険証、ラリーに有効な任意保険証
 - 車両検査時：前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音、安全ベルト、ヘルメット、消火器、牽引ロープ、非常用三角停止表示板2枚、非常用赤色信号灯、救急薬品、使用タイヤ等(排気ガスの測定を行い、その数値が規定内にあるか確認する場合がある。)
4. 検査の結果が不相当と判断された箇所については、修正を命ずる。修正を命じられた車両は、公式車両検査終了時刻までに再検査を受けなければならない。再検査の結果が不相当と判断された車輛や、公式車両検査に合格しない車両は出走できない。
5. 修正を命じられたり技術委員長の要求があった場合、参加者の責任において参加車両の修正等を行うものとし、これにかかる費用は参加者が負担するものとする。尚、新型車両での参加者は、登録車両であることを証明できる書類等を必ず所持し技術委員長の要求に応じて提示できる事。
6. 競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
7. 公式車両検査終了後、競技終了後、再車検終了後等に車両保管を行う場合がある。保管中の車両は競技長の許可なくして一切の修理、調整、移動等はできない。

第18条 ドライバーズ・ブリーフィング

ドライバーズ・ブリーフィングには、参加者、もしくはその代理人の出席を義務づける。遅刻や出席しなかった場合の損失については、全て当該参加者が負うものとする。遅刻や出席しなかった参加者に対して、ペナルティを課す場合がある。

第19条 ルート

1. 競技のコース、指示速度及びその他必要な情報はすべてルートブックに記載される。
2. ルートは一般の通行に供される公道及び私道を使用し、オーガナイザーが数回の試走を行い、基準となるものを定める。
3. オーガナイザーは、天候、道路状況等により予告なくルートを変更する場合がある。この場合、競技役員は、合図又はオーガナイザーのマークの付いた矢印等の標識で明示する。

第20条 スタート及び再スタート

1. 原則としてゼッケン番号順とし、1分間隔で1台ずつスタートする。
2. 指示書、ルートブック、コントロールシートは遅くともスタート前までに渡される。ただし、公式通知等で別途指示がある場合はこの限りではない。
3. スタート合図後直ちにスタートできない車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、その車両の予定時刻にスタートしたものと扱われる。
4. 自車スタート30秒前までにスタート位置に着けない車両はスタートする事ができない。
5. 再スタート方法は、その細目を指示書や公式通知にて明示する。

第21条 計時

1. 全ての時刻は、NHK又はN T Tの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
2. 計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

第22条 チェックポイント（CP）及びパスコントロール（PC）

1. コース上にチェックポイント(CP)、パスコントロールポイント(PC)、及びブラインドチェックポイント(BCP)を設置する。
2. CP、PCの計測ラインはその路面幅に及ぶものとする。
3. CPの通過方法はドライバーズ・ブリーフィングにて説明する。
4. CPの表示はオーガナイザーのマーク及びCP番号が表示された標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
5. CPは原則として1号車の通過予定時刻の15分前に開設し、最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。但し、全参加車両の通過が確認された場合は、規定時間前でも閉鎖する事がある。また、状況によりCPの開設、閉鎖時刻は繰上げ、繰下げする場合がある。
6. CPに逆進入してはならない。
7. 別途指示書等でCPの進入方法が指定されている場合を除き、CP発見後の時間調節とみなされる緩速運転、停止を禁止する。時間調整とみなされる行為を発見した場合は、計測ラインを通過していなくても、通過したもとして計測する場合がある。これに対する抗議は一切認めない。
8. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
9. 計測ライン通過後速やかに前方へ移動し、後続車が計測ラインを通過する障害にならないようにした後に、安全を確認の上、競技委員よりCPカードを受取る事。
10. CP、PC共に時間計算は秒未満を切捨てて計算する事。
11. PCをコース上に設置し、指示速度を変更する事がある。
12. BCPは一般走行に準じたラリー走行中の非常識な行動（民家密集地における暴走、一旦停止の意り、警笛の乱用等）に対して任意の地点で競技役員がチェックを行うものであり、これに対する抗議は一切認めない。

第23条 チェックカード（CPカード）

1. CPカードは各CPにおいて、参加車両が計測ラインを通過した時刻を記入し発行する。状況により2枚以上のCPカードを発行する場合がある。
2. CPにおいて参加車両が2台以上並進して計測ラインを通過した場合には、進行方向右側の車両に対しては、CPカードを発行しない。
3. CPカードに関する一切の抗議は、発行を受けた地点の競技役員にその地点で成さなければならず、時間は1分以内としこれに対する抗議は一切認めない。また、競技役員は任務を妨げてはならない。抗議によるタイムロス、抗議の成否にかかわらず抗議者の責任とし、原則として次のCPまでに取戻すものとする。

第24条 コントロールシート

1. コントロールシートは、ルートブックと共に参加者に配布される。
2. コントロールシートは所定事項を記入の上、オーガナイザーから指定された場所に制限時間内に提出しなければならない。

第25条 指定給油場所(ガスコン)

1. 競技中は、オーガナイザーの定めた給油場所以外での燃料補給を禁止する。
2. 指定給油場所での給油は、特に指示がない限り、全車に満タン給油を義務づける。

第26条 サービス

1. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点以外での車両整備作業を禁止する。
2. サービス地点の会場内には、下記以外の車両は入場する事ができない。
 - (1) 競技車両
 - (2) 参加申込時に登録されたサービスカー
 - (3) 競技役員用車両
 - (4) オーガナイザーが特に必要と認めた車両
3. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
4. 車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及びオーガナイザーが認めた作業員とする。
5. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の整備作業については、技術委員長の許可を得る事。
6. タイヤ交換等の為にジャッキアップする場合、同時にジャッキアップできる車輪は2輪までとする。ジャッキアップの際は、リジットジャッキ(通称ウマ)の使用を強く推奨する。4輪が同時に地上より離れた状態で作業する場合には、複数のリジットジャッキの使用を義務付ける。
7. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員は指示に従う事。

第27条 減点

1. スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との誤差をその区間の減点とする。
2. 秒計時区間においては、誤差1秒につき1点の減点とする。
3. 分計時区間においては、誤差1分につき10点の減点とする。
4. 特別計時区間(SS)においては、所要時間1秒につき1点の減点とする。
5. 上記の計時区間以外に、計測単位や減点数の違う区間を設ける場合がある。その際の計測単位や減点数については、公式通知にて明示する。

第28条 その他の減点

1. 参加者が他の参加者に著しく迷惑となる行為をした時、相手方の申告に基づき、競技長がそれを認めた場合、1件につき500点。
2. 走行中シートベルトを装着していなかった場合や、オーガナイザーの指定した場所で、ヘルメットを装着していなかった場合、1件につき500点。
3. BCP1件につき500点。
4. 実所要時間の計算ができない区間は、1区間につき3000点。
5. チェックカードの紛失は、1枚につき1000点。
6. コントロールシートの計算ミスは、【中四一般規定】：第11条に従う。
7. フライングスタートは、1秒につき10点。
8. コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限など、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
9. 受付終了時刻、公式車両検査終了時刻、ドライバーズ・ブリーフィング開始時刻等、オーガナイザーの指定した時刻に遅れた場合、1件につき500点。

第29条 順位の設定

第27条、第28条による減点を合計し、その合計が少ない方を上位として決定する。

同減点者がある場合には、次の順で上位を決定する。

1. SS1の減点が少ない者。SS1が同減点の場合には、SS2、SS3、…の順に繰り下げて比較する。
2. 本競技会審査委員会の決定による。

第30条 ペナルティ

以下の行為を競技長が認めた場合は、競技会審査委員会の決定により、参加者にペナルティを与えることができる。

1. CPに逆方向から進入した時。
2. 交通事故を起こした時。
3. 道路交通法に違反し、警察官の取調べを受けた時。
4. チェックカードを改竄した時。
5. スタート後、参加車両または乗員を変更した時。
6. 車輛規則違反が発見された時。
7. 競技中オーガナイザーが指定した場所以外でサービスを受けた時。
8. 競技中オーガナイザーが指定した給油所(ガスコン)以外で燃料補給を行った時。

9. 競技中車体または保安部品を著しく破損した時。
10. 自力で走行不可能となり、他車に牽引または搬送された時。
11. リタイヤの申告をせずに、競技を離脱した時。
12. 走行マナーならびに、競技者としてのマナーが悪いと判断される時。
13. 参加者または関係者間で不正行為が行われた時。
14. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があった時。
15. その他競技役員への指示に従わなかった時。

第31条 抗議・控訴

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料を添え、競技長に提出する。
3. 抗議への裁定結果は抗議者に対し口頭で行われる。
4. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
5. 抗議の付帯費用はその抗議が成立した場合は抗議対象者、否決した場合は抗議提出者が支払う。
6. 参加者は競技会審査委員会の裁定結果に不服な場合は、JAFに控訴することができる。

第32条 抗議提出に関する制限

1. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。また、道路状況による交通障害に起因する抗議も受け付けない。
2. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
3. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
4. 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意志表示を行い、裁定後30分以内に書面にて提出しなければならない。

第33条 棄権勧告および参加中止

競技中各種の事故による死傷者の発生、または車両の損傷等、参加資格において著しい欠損、または競技続行上危険が認められた場合、棄権を勧告、参加を中止させる事がある。

第34条 競技の中断又は打切り

1. 競技の進行がすべての参加車両に対し不可能または著しい障害となった場合、交通法規違反や交通事故の発生、その他第三者に対する影響等で競技を続行する事が各方面に対し支障を及ぼすと判断された場合、競技会審査委員会の決定により、特定区間の中断または競技の打切りを行う。
2. 競技の中断又は打切りが決定された場合、競技役員より全参加者に対し、確認しやすい方法で、内容及び対策を指示する。
3. 競技が打切りになった場合の成績は、打切り時点までにリタイヤしていない全ての車両が通過した区間までとする。

第35条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されている事を承知していなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。

第36条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営の細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。またその示す範囲内において、既に示された指示に優先するものとする。

第37条 賞典

各クラス1～6位、JAFメダル、トロフィー、その他副賞。特別賞他あり。
なお賞典は参加台数により制限する事がある。

第38条 権限の委譲

本競技会において、一部の競技役員は、監督役務にある競技役員から、その役務と権限の委譲を受けることができる。

第39条 本規則の解釈

公式通知を含む本規則及び競技に関する規則の解釈について、疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

第40条 練習走行の禁止

本規則の施行日から、開催当日までの期間、高知県土佐郡内および吾川郡内での練習走行を禁止する。練習走行が発覚した場合は、本規則第30条14項により失格とする。

第41条 本特別規則の施行

本特別規則は、本競技会開催日の2ヶ月前に施行される。

四国 の て っ ぺ ん D C R ラ リ ー 2 0 0 8 i n 嶺 北

大 会 組 織 委 員 会
大 会 事 務 局
(Ver 6.18)

重要なお知らせ

競技ライセンスを再確認して下さい

本年度に有効なライセンスである事を再度確認して下さい。ライセンスの更新をしないまま競技に出場し、後からペナルティを受ける事例が発生しております。当日の受付で、有効なライセンスである事、または更新手続中である事を確認出来ない場合には、例外なく出走できません。

共済加入の確認方法が変わります

- ①共済加入証のコピーを参加申込書に同封する
- ②当日の受付で共済加入証を提示する

以上のどちらかの方法で、有効な共済への加入を証明して下さい。当日の受付で加入を確認後、参加料からの割引額を返金致します。未加入・不携帯を問わず、当日の受付で有効な共済への加入が確認できない場合には、JMRC四国が管掌する共済に加入して頂く事となり、返金はありません。

燃料『満タン』で集合場所にお越し下さい

最寄のGSで『満タン』にしてから、集合場所までお越し下さい。
 集合場所付近や国道194号沿線には、深夜・早朝に営業しているGSはありません。
 集合場所から最も近いGS(西条市内)まで、往復2時間(約100Km)以上かかります。

他地区より参加の皆様へ

中四国地区のラリー車輛規則では、エアクリナー・マフラーは、ノーマル部品の装着が義務付けられています。当日、出走前車検で修正できない場合には、出走拒否等となりますので御注意下さい。
 また、ターボ車両のリストリクターの装着義務はありません。

前泊を希望される方へ

- ①競技車両・サービスクー・積載車などの駐車場所については、後日お知らせします。集合場所到着時には、これに従って駐車して下さい。
- ②『白滝の里』内の30畳程度の和室を朝まで無料開放しております。仮眠室として利用して下さい。入浴も朝まで可能です。ただし、寝具はありませんので、各自で寝袋・毛布等を準備して下さい。
- ③『木の香温泉』での入浴・宿泊も、通常通り有料にて営業しておりますので、こちらも御利用下さい。入浴は2時までです。宿泊するには各自で予約が必要です。
 (※『白滝の里』から『木の香温泉』まで車で40分程度かかります。)

技術委員からのお知らせ

- 下記項目が守られていない為に、出走前車検で不合格や再検査になるケースがよくある様です。下記項目を再度確認の上、出走前車検を受けて下さい。合格しない場合には、例外なく出走できません。
- ①ヘルメットは、『2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定』に記載されている物を乗員数分、用意して下さい。安全規格等の表示(シール)が剥がれていると、確認できませんので注意して下さい。
 - ②安全ベルトの取付位置は、シートレール等への取付は認められていません。既存のベルト取付位置以外に取付ける場合には、国内競技車両規則の安全ベルトに関する指導要領に沿った方法で、取り付けて下さい。
 - ③エンジンルーム内のブレーキオイルタンクの蓋やパワステオイルタンクの蓋など、衝突・転倒時に流出の可能性のある箇所については、ガムテープ等で確実にテーピングを実施して下さい。
 - ④バッテリータミナルは、(+)(-)両方共に他の部分と接触しない様、ガムテープ等で確実にテーピングを実施して下さい。
 また、ターミナルカバーがある場合にはこれも脱落しない様に、テーピングをして下さい。
 - ⑤走行中に車室内の搭載物が動かない様、確実に固定して下さい。

SS情報(予定)

SS1	SS2	SS3		SS4		SS5	SS6	SS7	SS8
ダート	ダート	ダート	ガスカン	ホソー	サービス	ホソー	ホソー	ホソー	ホソー
3.9Km	5.7Km	5.7Km		3.0Km		3.0Km	3.7Km	2.7Km	2.9Km

ラリー保険・保険料表(SUP)

補償内容	対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害
	無制限	300万円	200万円

車名	型式	対物に対する免責3万円				対物に対する免責10万円			
		全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上
ランサー	CP9A	30,520	19,130	13,810	12,860	26,550	16,680	12,000	11,100
ランサー	CT9A	35,850	22,470	16,200	15,050	31,350	19,690	14,140	13,060
ランサー	CN9A	29,900	18,710	13,570	12,720	25,400	15,930	11,510	10,720
ランサー	CE9A	27,530	17,220	12,450	11,640	23,560	14,770	10,640	9,880
ランサー	CD9A	27,720	17,350	12,560	11,740	23,750	14,900	10,750	9,980
インプレッサ	GDA	29,450	18,400	13,310	12,480	24,950	15,620	11,250	10,480
インプレッサ	GDB	32,720	20,510	14,840	13,850	28,220	17,720	12,780	11,850
インプレッサ	GD9	32,450	20,320	14,680	13,700	27,950	17,530	12,620	11,710
インプレッサ	GC8	32,450	20,320	14,680	13,700	27,950	17,530	12,620	11,710
セリカ	ZZT231	30,130	18,860	13,590	12,650	26,170	16,410	11,780	10,890
ファミリア	BG8Z	28,920	18,170	13,010	11,960	26,170	16,470	11,750	10,740
ストーリア	M112S	24,220	15,140	11,010	10,370	20,250	12,690	9,200	8,610
ブーン	M312S	21,460	13,430	9,740	9,130	18,190	11,410	8,250	7,680
インテグラ	DC5	35,990	22,570	16,280	15,130	31,490	19,790	14,230	13,140
インテグラ	DB8	24,110	15,070	10,950	10,310	20,150	12,620	9,140	8,550
インテグラ	DC2	27,530	17,220	12,450	11,640	23,560	14,770	10,640	9,880
シビック	EK4	32,720	20,510	14,840	13,850	28,220	17,720	12,780	11,850
シビック	EK9	30,520	19,130	13,810	12,860	26,550	16,680	12,000	11,100
シビック	EG6	32,450	20,320	14,680	13,700	27,950	17,530	12,620	11,710
シビック	EP3	26,210	16,390	11,880	11,130	22,240	13,940	10,070	9,380
RX7	FG3S	26,430	16,550	12,010	11,260	22,470	14,100	10,200	9,500
ミラージュ	CA4A	26,210	16,390	11,880	11,130	22,240	13,940	10,070	9,380
ミラージュ	CJ4A	28,170	17,670	12,820	11,980	24,200	15,220	11,010	10,230
カローラ・スプリンター	AE111	27,720	17,350	12,560	11,740	23,750	14,900	10,750	9,980
カローラ・スプリンター	AE101	26,310	16,470	11,940	11,190	22,350	14,010	10,130	9,430
カローラ・スプリンター	AE86	21,560	13,500	9,800	9,190	18,290	11,480	8,310	7,740
ヴィッツRS	NCP91	23,780	14,910	10,800	10,080	20,510	12,890	9,300	8,630
マーチ	K11	18,470	11,580	8,400	7,880	15,720	9,870	7,150	6,660
マーチ	HK11	18,600	11,660	8,480	7,950	15,850	9,960	7,220	6,730
軽四乗用	---	15,910	9,980	7,260	6,810	13,270	8,350	6,060	5,640

※上表に記載のない型式の車両については、大会事務局までお問い合わせ下さい。

※車検証の使用者の名義とドライバー名が違う場合は、譲渡証明書または賃借証明書を添付して下さい。



2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定

第1条 総則

本規則は2002年JAF国内競技車両規則第3編（ラリー車両規定）および2008年国内競技車両規則第2編（ラリー車両規定）を補足するものである。

第2条 消火器

- 2-1 消火器
当該年のラリー車両規定の第2章第3条に従った消火器を装備すること。
（有効期間に留意すること。またRB車両も2.0kg以上を搭載する事になる）

第3条 原動機・補器類

- 3-1 過給器（タービン）の変更
排気マニホールドの変更なくボルトオンで取付ができる場合のみ変更ができる。
- 3-2 ブローオフバルブ、ウエストゲートバルブについて
大気開放は認められない。
- 3-3 インタークーラーおよび配管の変更について
容量及び取付位置、それに伴う配管等の変更は許される。（NAの配管も同様）
ただしエアクリーナボックスは純正を使用しなければならない。
- 3-4 オイルクーラーの追加、変更について
追加取付及び容量の変更をすることができる。
- 3-5 原動機の改造について
改造することは認められない。

第4条 吸・排気系統

- 4-1 エアクリナー
スポーツタイプへの変更は認められない。（純正品を使用すること）
- 4-2 マフラー及び排気管
変更することは認められない。

第5条 緩衝装置

- 5-1 ピロボールの取付について
ストラット上部のアップアマウントをピロボールに変更することができる。
アーム類（ロアアーム、テンションロッド等）の接手部を加工せずにピロボールに変更することができる。（圧入式タイプのことをいう）

第6条 制動装置

- 6-1 ブレーキホースの変更について
変更することができる。ただし、陸運支局に届け出済みのものに限る。

第7条 動力伝達装置

- 7-1 トランスミッションについて
ケースの変更を伴わない場合、減速比または変速段数を変更することができる。
- 6-2 デファレンシャルについて
ケースの変更を伴わない場合、減速比を変更することができる。

第8条 灯火類

- 8-1 前照灯
バルブを変更することができる。
- 8-2 フォグランプ
- 8-2-1 明るさが1万カンデラ以下のフォグランプ
前照灯の中心を含む水平面以下に取り付けることができる。
- 8-2-2 明るさが1万カンデラを超えるフォグランプ
以下のフォグランプを取り付けることができる。
（1）型式認定を受けたもの
（型式認定番号にFの表示がある）
（2）型式認定を受けたものに準ずる性能を有するもの
（水平線上部の明るさが770カンデラ以下であること）
- 8-2-3 7-2-2項のフォグランプの取付位置
（1）照明部の最外線は自動車の最外側から0.4m以内であること。
（2）照明部の上縁は地上0.8m以下であること。
（3）照明部の下縁は地上0.25m以上であること。

第9条 走行装置

- 9-1 タイヤ及びホイールの変更について
国内競技車両規則に明記の通り、JATMA YEAR BOOKに記載されているものまでへの変更はできる。
Sタイヤの使用は禁止する。

第10条 車体

- 10-1 ボンネット及びトランクについて
材質を変更することができる。ただし、下記事項に留意すること。
（1）堅ろうで運行に十分耐える構造であること。
（2）ヒンジ、接手及びキャッチ（ストライカー）は変更しないこと。
（3）ハッチバック車等窓ガラスを取り付けているものの材質変更は許されない。
（例）GC8インプレッサのトランクの材質変更は可。
CJ4A3ドアミラージュのリアゲートの材質変更は不可。

第11条 内装

- 11-1 内装の削除
削除することができる。ただし乗車定員分の最小限の内装は確保すること。

第12条 その他

- 12-1 ドア
ドア、窓ガラス共材質の変更は認められない。

第13条 RF車両

- 13-1 本シリーズに参加できるRF車両
シリーズ一般規定に従い、ラリー車両規定に定めるRF車両のうち、当該年の日本ラリー選手権規定付則（クラス1.5適用規定）に従ったRF車両とする。

第12条 施行

本規則は2008年1月1日より施行する。



2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定

第1条 総則

JMRC中国・四国ラリーシリーズ（以下本シリーズ）は、国際モータースポーツ競技規則、JAF国内競技規則、本シリーズ一般規定及びオーガナイザーによって発行される特別規則によって開催される。（TC方式の競技会については、ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定が適応される。）

第2条 参加資格

ドライバー及びナビゲーターは、2008年度JAF国内運転者許可証国内B以上（地方格式の競技会の場合は国内AまたはB）及び当該車両を運転できる運転免許証の所持者であること。

第3条 参加車両

JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN、RJ車両または当該年の日本ラリー選手権規定付則に合致したRF車両およびFIA公認車両またはJAF登録車両で2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）で2008年度JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定に従った車両とする。

第4条 クラス区分及び開催方法

1. クラス区分

過給換算（過給器係数1.7）後以下の通りとする。

Aクラス	1500cc以下の車両
Bクラス	1500ccを超え3000cc以下の車両
Cクラス	3000ccを超える車両
FAクラス（フレッシュマンAクラス）	1500cc以下の車両
FBクラス（フレッシュマンBクラス）	1500ccを超え3000cc以下の車両
FCクラス（フレッシュマンCクラス）	3000ccを超える車両

2. 開催方法

A、B、Cクラスを開催する場合は必ずFA、FB、FCクラスを併設しなければならない。
FA、FB、FC（フレッシュマンクラス）のみの単独開催を行うことができる。

フレッシュマンクラスの参加資格は、以下の一方を満足していることとする。

- ・過去に当該クラスで本シリーズ6位以上の入賞経験のないドライバー。
- ・20世紀に初年度登録された車両。

第5条 本シリーズの成立

各クラスごとに3戦以上の競技が行われなければ、そのクラスの本シリーズは成立しない。

第6条 得点基準

各競技会ごとに、登録されたドライバー及びナビゲーターに対し、第4条のクラスごとに以下の通り得点を与える。

1位：20点 2位：15点 3位：12点 4位：10点 5位：8点
6位：6点 7位：4点 8位：3点 9位：2点 10位：1点

この得点を集計し、得点の高い順に順位を決定する。

シリーズ1位の決定において、複数の者が同一の得点を得た場合、上位得点の回数が多い順に決定される。（20点の数、15点の数、以下それに準ずる。）

以上の方法で決定しない場合は同順位とする

第7条 参加者の遵守事項

1. 参加者は交通法規を守り、他の交通に迷惑を及ぼしてはならない。
2. 非常用赤色合図灯、非常停止表示板（2枚）、A4サイズで、表面に緑文字で「OK」、裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの（2枚）、牽引ロープ及び救急用品の携行を義務づける。

競技中コースアウト、スタック等の場合は、安全のため後続車及び対向車に対し非常停止表示板及び赤色灯等により合図し、安全対策をする事。（停止車両の少なくとも50m手前に反射式の三角表示板を置き、後続車に知らせる。）

2-1 オーガナイザーが定めた区間でトラブルが起こった場合の処置に関しては、以下の対応を取らなければならない。

- ① クルーが負傷し医療処置が必要とき、または車両火災が発生した時は、赤色のSOSマークを後続車に提示し救助を求めなければならない。このSOSマークを提示されたクルーは、競技を中断し救助にあたる義務がある。（最初に到着したクルーは、トラブルが発生したクルーから状況を聞き、けが人の救助又は消火活動を行ながら後続車両を停止させる作業を行う。後続車両が到着したら、いずれかのクルーは、ステージ進行方向で最寄のラジオポイントまたはフィニッシュに行き、この状況報告をする。）
- ② ステージ内でトラブルが発生し車両が動けない状態ではあるものの医療処置などが不要な場合は、緑色のOKサインを少なくとも3台の後続車に提示し、最終車両通過まで表示することが義務付けられる。
- ③ 何も合図なしに停止している車両を発見したクルーは、①の対応をしなければならない。

3. 競技途中でリタイアする場合は、必ずオーガナイザー所定のリタイア届を、競技委員に提出すること。

提出できない場合は、競技会本部へ電話等の方法で連絡すること。

4. チェックポイントでのタイムアウト及び途中リタイアの場合、競技委員の指示に従うこと。
5. リタイアの場合はゼッケン、ラリー競技会参加の証及び競技関係の貼付物を速やかに除去すること。
6. 市街地の走行は特に騒音を出さないようし、ライトを減光すること。
7. 競技中のヘルメット及びレーシングスーツはJAF国内競技車両規則第4編付則のラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則に従うこと。

第8条 参加拒否

オーガナイザーはその理由を明示することなく参加申し込みを拒否することができる。

参加拒否した場合、オーガナイザーはすみやかに当該競技会審査委員会に報告する事。

第9条 車両検査

1. 本競技に参加する車両について、オーガナイザーは車両検査を行うことができる。
2. 検査の結果が不適当と判断された箇所については、修正を命ずる事ができる。
3. 前項による再検査の結果が不適当と判断された車両は出走することはできない。
4. オーガナイザーは競技終了後、再車検を行うことができる。

第10条 ゼッケン等

1. 参加車両はオーガナイザーが指定したゼッケン等を定められた位置に正しく貼付しなければならない。(スポンサー名等を隠さない)
2. ゼッケンの番号はオーガナイザーが決定する

第11条 競技成績の計算

1. コントロールシートの計算は参加者の責任において各自行うこと。
2. コントロールシートの提出締切時刻はオーガナイザーが定める。
3. 前項に係わるペナルティをオーガナイザーが特別規則書により定めることができる。
4. コントロールシートの計算ミスによるペナルティは、件数に関係なく10点とする。

第12条 チェックポイント

1. チェックポイントはコース上に設置し、チェックラインはその路面幅に及ぶものとする。
2. チェックポイントの表示、チェック車の配置は原則として進行方向左側とする。
3. チェックライン通過後、安全を確認のうえ競技委員よりチェックカードを受け取り、速やかに前方へ移動し後続車の障害にならないようにする。
4. チェックポイント及びフィニッシュは原則として先頭スタート車両の基準通過時刻の15分前に開設し、最終スタート車両の基準通過時刻の30分後に閉鎖する。
但し全参加車両の通過が確認された場合は、規定時刻前でも閉鎖することができる。

第13条 競技の中断または打ち切り

1. 競技の特定区間の中断または打ち切りは、競技の進行が全ての参加車両に対し、不可能または著しい障害となった場合、交通法規違反や事故の発生、その他第三者に対する影響等で競技を続行することが各方面に対し支障を及ぼすと判断された場合審査委員会の決定により行う。また、上記に関連した理由により関係官庁から中断等の勧告を受けた場合も同様とする。
2. 前項については、競技役員より全参加者に対して確認しやすい方法で、内容及び対策を指示する。

第14条 競技打ち切りの場合の成績

競技が打ち切りとなった場合の競技成績は、競技打ち切り決定時刻までに、リタイアまたはタイムアウトになっていない全ての車両が通過した地点までにおけるものとする。

第15条 ペナルティ

以下の行為を競技長が認めた場合は審査委員会の決定により参加者にペナルティを与えることができる。

1. 交通違反及び交通事故を起こしたとき。
2. チェックカードを改竄したとき。
3. スタート後、参加車両または乗員を変更したとき。
4. 車両規則違反があったとき。
5. 競技中オーガナイザーが指定した場所以外でサービスを受けたとき及び指定給油所(ガスコン)以外で燃料の給油を行ったとき。
6. 第7条(参加者の遵守事項)に違反した場合。

第16条 損害の補償

1. 参加者(サービスを含む)が交通事故を起こした場合は自己の責任において処理するものとする。
2. 参加車両の破損は各自の負担とする。
3. オーガナイザー、競技役員及びJAFは参加者の死傷等に対しいかなる賠償責任も負わない。

第17条 抗議・控訴

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合抗議することができる。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述し、抗議料を添え、競技長に提出する。
3. 抗議への裁定結果は抗議者に対し口頭で行われる。
4. 抗議料はその抗議が成立した場合及び審査委員会が認めた場合のみ返還される。
5. 抗議の付帯費用はその抗議が成立した場合は抗議対象者、否決となった場合は抗議提出者が支払う。
6. 参加者は、審査委員会の裁定結果に不服な場合はJAFに控訴することができる。

第18条 抗議提出時間に対する制限

1. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に行わなければならない。
2. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
3. 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定後直ちに抗議提出の意志表示を行い裁定後30分以内に行わなければならない。

第19条 参加取止め

参加申し込み締め切り以降の参加取止めに対し参加料は返還されない。

第20条 公式通知

公式通知はオーガナイザーの定めた場所に掲示又は参加者全員に周知出来る方法で発表される。

第21条 保険等

1. オーガナイザーは参加者に対し、ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険(または共済)の加入を義務付けること。

第22条 参加料の割引

1. JMRC共済加入者に対し参加料を1名あたり1,000円割引く。
(ドライバー及びナビゲーターが加入している場合2,000円割引となる。)
2. オーガナイザーは特別規則により、参加料を割引くことができる。

第23条 本規則の解釈

本規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第24条 本規則の施行

本規則は2008年1月1日をもって施行される。

必要書類チェックリスト

エンタラント(正ドライバー)氏名			
項目		チェック	同封金額
統一参加申込書		<input type="checkbox"/>	
エントリーフィー		<input type="checkbox"/>	42,000円
ラリー保険	当日、主催者にて加入	車検証のコピー	<input type="checkbox"/>
		保険料(別表参照)	<input type="checkbox"/>
	参加者にて加入済	保険証のコピー	<input type="checkbox"/>
JMRC共済	正ドライバー	共済加入証のコピー	<input type="checkbox"/>
		当日受付にて提示	<input type="checkbox"/>
		当日加入	<input type="checkbox"/>
	副ドライバー	共済加入証のコピー	<input type="checkbox"/>
		当日受付にて提示	<input type="checkbox"/>
		当日加入	<input type="checkbox"/>
サービスクルーエントリー(夕食・入浴・表彰式付き)		無料 X 名	
サービスカー・積載車エントリー		無料 X 台	
前泊希望者		無料 X 名	
同封金額合計			円

領収証 (要・不要)	(宛先)	
	(領収金額)	(但書)

(通信欄)

事務局から緊急に御連絡したい場合に連絡可能な番号を記入して下さい。(自宅・勤務先・携帯電話)

事務局よりの連絡をメールでお送りします。不都合のない範囲でメールアドレスを記入して下さい。

・本用紙に必要な事項を記入の上、参加申込書等と共に、送付して下さい。

(記入上の注意事項)

- ・「統一参加申込書」の生年月日の記入は、和暦で記入して下さい。(西暦不可)
- ・表彰式と夕食を兼ねて行いますので、正・副ドライバー以外の方で表彰式に出席を希望される場合は、サービスクルーエントリーをして下さい。準備の都合上、当日の申し込みは出来ません。
- ・添付書類等を別途送付される場合など、連絡事項がありましたら、その旨通信欄に御記入下さい。